

公調委平成23年（セ）第13号 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、21万5270円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、自宅に隣接する被申請人のミネラルウォーター製造工場から発せられる騒音・低周波音により、頭痛、耳鳴り等の健康被害を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、慰謝料等合計21万5270円の損害賠償を求めている事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人

申請人は、住所地の住宅（以下「申請人宅」という。）に居住している者である。

イ 被申請人

被申請人は、平成10年に設立された、飲料水、清涼飲料水の製造、販

売並びに輸出入等を営む株式会社である。

被申請人は、平成20年ころから、肩書地においてミネラルウォーター製造工場（以下「本件工場」という。）を稼働させている。

(2) 申請人宅と本件工場との位置関係等

申請人宅と本件工場との位置関係は、別紙1「位置関係図」のとおりであり、本件工場の敷地内における施設の配置は、別紙2「施設配置図」のとおりである。なお、申請人宅と本件工場が存在する地域は、騒音規制法上の指定区域に含まれておらず、規制基準（たとえば、第二種騒音規制区域の夜間で45dB（デシベル））の適用はない。

(3) 本件申請に至る経緯

ア 申請人は、平成21年ころから、本件工場から発せられる騒音について、被申請人に対して苦情を述べるようになった。

イ 被申請人は、申請人の苦情を受けて、平成21年から平成22年にかけて、受電設備（キュービクル）の内側に防音材を設置し、同施設の周囲に囲いを設置したほか、トランス1基を交換し、コンプレッサーには振動吸収マットを設置するなどしたが、申請人の苦情との関係ではほとんど効果がなかった。

ウ 申請人は、平成22年4月以降、甲州市役所に対し、本件工場の受電設備から発生する騒音（低周波音）に関する相談をしており、同年9月17日深夜には、同市が山梨県に依頼して低周波音の測定が行われたが、市や県の担当者の判断では、数値上、本件工場の受電設備から発生する音が申請人の主張する騒音の原因であるとはいえない、とのことであった（職1）。

エ 申請人は、平成22年ころ、山梨県公害審査会に対し、調停の申立てを行ったが、指定された調停期日に被申請人が出頭せず、調停は不成立となった。

2 当事者の主張

【申請人の主張】

(1) 騒音・低周波音による被害が受忍限度を超えること

ア 被申請人は、平成19年ころから申請人宅の隣接地で本件工場を稼働させ、平成23年初めころからは、24時間稼働でミネラルウォーターの製造を行っている。そのため、夜間でも本件工場から発せられる低周波音を含む騒音が申請人宅内まで届いている。

イ 本件工場から聞こえてくる騒音は、①受電設備や工場内の操業中の機械から発生すると思われる「ウンウン」という音や「ウン」という唸り音、②大型コンプレッサー、ボイラー、又は何らかの工場内の機械から発生すると思われる「ウンウン」という音や「ドンドン」という音、③フォークリフトのブザー音、油圧作動音、地面との接触音などである。このうち、①と②については24時間聞こえ、特に操業が終わったと思われる時間以降気になり始め、就寝時（午後10時ころから翌午前5時30分ころまで）が最も気になる。

ウ 被申請人が測定した低周波音のレベルは、「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」を下回るが、80Hz（ヘルツ）においては、参照値に相当接近しており、かつ、100Hz付近にピークがある。100Hzにおける参照値は明らかにされていないが、理論上80Hzより低下することは明らかであり、このとき心身に係る苦情が発現しても不思議はない。また、本件工場から発せられる騒音以外に、申請人の身体的症状の原因は考えられないところ、音圧レベルが参照値を下回る低周波音であっても、人に身体的な影響を与えないことが科学的に解明されているわけではない。

さらに、騒音に関しては、等価騒音レベルが45dBを超えているところ、申請人宅が騒音規制法の規制地域に含まれないとしても、周辺地域が第二種騒音規制区域に指定されていることを参考にすると、夜間の規制基準値

は45dBである。

エ 上記のような本件工場からの騒音・低周波音によって、申請人には、後述するとおり、頭痛、耳鳴り等の自覚症状が現れており、睡眠不足による体調不良にも悩まされている。

オ 本件工場からは、その操業開始時から、受電設備やコンプレッサーを原因とすると思われる騒音・低周波音が発生しており、今日まで継続している。また、深夜の操業が開始されて以降、工場内の機械によると思われる騒音被害も発生するようになり、深夜の操業が停止した現在でも、騒音・低周波音の発生が継続している。

被申請人は、申請人からの苦情に対し、一定の騒音防止措置を講じたが、騒音・低周波音は解消されず、しかも、被申請人は防止措置として講じた受電設備周囲の囲いを撤去してしまっている。

カ これらの事情からすれば、本件工場から発せられる騒音・低周波音による申請人の被害は、受忍限度を超えているというべきである。

(2) 被害及び損害額

ア 申請人には、頭痛、耳鳴り等の自覚症状が現れており、A病院の耳鼻科に4回通院し、また、同病院の脳外科にも通院し、それぞれ投薬治療を受けている。加えて、申請人は、睡眠不足による体調不良に悩まされており、寝不足で朝起きても頭がもやっとした状態が解消しないため、欠勤せざるを得ない日が相当日数ある。

イ 上記被害に関して申請人の受けた損害は、次のとおりである。

(ア) 治療費 1万2120円

平成22年3月15日から平成23年3月9日までの通院（実通院日数6日）に要した実費

(イ) 文書料 3150円

(ウ) 慰謝料 20万円

(エ) 合計 21万5270円

【被申請人の主張】

- (1) 騒音・低周波音による被害が受忍限度を超えるという主張について

被申請人は、騒音・低周波音防止の観点から、本件工場について措置を講じている上、そもそも、低周波音の測定結果によると、それらのレベルは「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」を下回っているのであって、受忍限度を超えるものではない。

- (2) 被害及び損害額について

いずれも否認ないし争う。

なお、健康被害については、騒音・低周波音との因果関係も明らかでなく、愁訴というべきものである。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

括弧内掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 本件工場の設備と稼働状況

ア 設備

本件工場はミネラルウォーターの製造工場であり、工場建屋内には、充填機、ラベル機、パッカー機及びパレタイザー等が設置されている。また、本件工場建屋外には、北東側にボイラー室及びコンプレッサー室、南側に受電設備が設置されている。なお、後記のとおり、コンプレッサー室は、当初申請人宅により近い位置に設置されていたが、申請人からの苦情を受けて、現在の位置に移設されたものである。

イ 稼働状況

本件工場の操業時間は、おおむね平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時30分までである。また、繁忙期である7月及び8月は月15日程度、それ以外の月は不定期に、夜間も操業しており、その操業

時間は、午後5時30分から午前2時30分までである。

なお、平成23年3月に発生した東日本大震災後、ミネラルウォーターの需要が急増したことから、その後約3か月間にわたり、ほぼ毎日24時間稼働していたが、本件工場が24時間稼働していたのはこの期間のみである。（乙2、被申請人代表者）

(2) 本件工場から発せられる騒音・低周波音のレベル

ア 低周波音のレベル

(ア) 平成22年9月17日の測定結果（甲2、職1）

甲州市役所は、平成22年4月以降、申請人から複数回にわたり、本件工場の受電設備から発せられる騒音（低周波音）に関する苦情相談を受けていたことから、被申請人の了解の下、同年9月17日午前2時ころから同日午前3時ころまでの間、受電設備直近及び申請人宅敷地内（建物東側）において、低周波音の測定を実施した。

その結果、各測定場所における3分の1オクターブバンド中心周波数10Hzから80Hzの各帯域（以下「低周波音域」という。）の音圧レベルは次の表1のとおりであった（測定時間は、敷地内が午前2時12分から午前2時23分まで、設備付近が午前2時27分から午前2時39分まで。）。また、G特性音圧レベル（1～20Hzの超低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性で、92dB以上であれば超低周波音による苦情の可能性が考えられる。）は、受電設備直近で51.2dB、申請人宅敷地内で48.7dBであった。

なお、参照値とは、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月環境省）で示された、心身に係る苦情に関する参照値であり、低周波音のレベルがこの参照値以上であれば、低周波音による苦情の可能性があると考えられるとされている。

【表 1】

周波数	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
設備側	33.6	34.3	36.6	39.1	40.0	38.9	39.0	44.0	45.4	43.9
敷地内	31.8	32.3	34.2	36.5	37.4	37.7	36.2	43.7	36.3	33.7
参照値	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

※ 周波数の単位はHz，各測定場所の結果及び参照値の単位はdB

(イ) 平成22年11月19日の測定結果（甲3の1）

株式会社B（以下「B」という。）は、申請人から依頼を受け、平成22年11月19日午前2時30分から同日午前5時にかけて、申請人宅（申請人が異音を最も感じるという居間）において、低周波音の測定を実施した。

この測定時には、申請人から体感の聞き取りも行っていたところ、申請人が異音があると指摘した時間（午前3時24分及び午前3時55分）において、低周波音域の3分の1オクターブバンド音圧レベルは次の表2のとおりであった。また、これらの時間の前後1分間の3分の1オクターブバンド音圧レベルは、80Hz帯で最小可聴値とほぼ一致していたほかは、低周波音域全体で最小可聴値を下回っていた。なお、測定を実施した2時間30分の間、G特性音圧レベルは47～55dBで推移していた。

他方、測定時間中、調査担当者にも定常音が聞こえており、周波数分析の結果、中心周波数100Hzの可聴帯域に卓越が見られた。

【表 2】

周波数	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
3:24	36.0	38.0	38.9	36.2	34.7	33.2	31.2	35.2	30.5	29.7
3:55	32.0	36.6	36.7	33.5	30.2	29.7	30.3	33.8	29.5	30.2
参照値	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

(ウ) 平成24年7月5日の測定結果（甲9）

Bは、申請人から依頼を受け、平成24年7月5日午後10時以降、本件工場の敷地境界（受電設備付近）において、受電設備から発生する定常音を対象として騒音及び低周波音の測定を実施した。

その結果、午後10時37分における低周波音域の3分の1オクターブバンド音圧レベルは次の表3のとおりであり、G特性音圧レベルは62.8dBであった。

また、騒音については、受電施設からの定常音が確認され、その騒音レベルは42dBであった。さらに、周波数分析をした結果、中心周波数100Hzの帯域に卓越が見られ、その音圧レベルは43.2dBであった。

【表3】

周波数	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
22:37	53.1	48.0	52.2	50.3	46.6	44.1	40.4	40.9	38.2	38.1
参照値	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

イ 騒音のレベル

(ア) 平成23年9月6日及び同月7日の測定結果（甲3の2）

Bは、申請人から依頼を受け、平成23年9月6日及び同月7日、申請人宅敷地内において、本件工場操業時の騒音測定を実施した。

その結果、同月6日午後10時から翌7日午前6時までの1時間毎の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、次の表4とおりであった。なお、Bが作成した報告書には、測定点及び周辺状況として、「少し虫の鳴き声が聞こえるが、工場騒音測定には問題がない程度」との記載がある。

【表4】

時刻	22-23	23-0	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6
L_{Aeq}	46.9	48.0	48.3	47.1	46.3	46.6	47.9	46.5

※ 表は、時刻「22-23」であれば、午後10時から午後11時までの1時間値を意味する（表5も同じ）。

(イ) 平成24年2月16日及び同月17日の測定結果（甲7）

Bは、申請人から依頼を受け、平成24年2月16日及び同月17日、申請人宅敷地内（上記(ア)と同じ場所）において、騒音測定を実施した。なお、測定時間中、本件工場は操業していなかった（ただし、受電設備は工場の操業とは関係なく稼働している。）。

その結果、同月16日午後10時から翌17日午前6時までの等価騒音レベルは、次の表5のとおりであった。

【表5】

時刻	22-23	23-0	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6
L _{Aeq}	33.9	33.0	29.9	30.3	31.3	32.9	31.6	32.3

(3) 被申請人の対応

被申請人は、申請人からの苦情を受け、平成22年以降、次のような対策を講じた。

ア 受電設備について、その内側に防音材を設置するとともに、周囲をコンクリートパネルで囲った（ただし、この囲いは、東京電力から撤去を指示されたため、平成22年10月下旬ころ撤去した。）。さらに、トランス1基を新品と交換した。

イ コンプレッサーに振動吸収マットを設置した。

ウ 本件工場内ではフォークリフトの後退時に発生するブザーが鳴らないようにした。

エ コンプレッサー室を40mほど北東へ移設し、壁内に断熱材を入れた。

オ ペットボトル容器成形機を工場建屋裏側（東側）に移設した。

また、被申請人は、今後の対策として、本件工場敷地と申請人宅敷地との間に高さ約4mの防音パネルを設置することを計画している。（甲10、乙

2, 4, 被申請人代表者)

2 受忍限度（違法性）に関する判断

(1) 低周波音について

申請人は、低周波音による被害を強く訴えているが、前記認定に係る低周波音の測定結果（前記1(2)ア(ア)ないし(ウ)）によれば、低周波音域では、いずれの周波数帯でも参照値を相当下回っていることが認められ、しかも、申請人宅内における測定結果では、低周波音域全体がほぼ最小可聴値以下であるから、受電設備その他の本件工場の設備から発生した低周波音が、申請人宅に伝搬したときに心身への影響を生じ得るようなレベルであるとは認められない。

なお、申請人は、測定結果から100Hz付近に卓越が見られた点について、かかる帯域では80Hz帯より参照値が低下するものと推測して、心身に係る苦情が発現しても不思議でないと主張する。この主張は、100Hz帯の音も低周波音に属することを前提としたものと解されるが、一般に低周波音は、1/3オクターブバンド中心周波数1Hzから80Hzの帯域に属する音をいうから（そのため、参照値は中心周波数80Hzまでしか定められていない。）、前記1(2)ア(イ)及び(ウ)に記載のある100Hz帯の音は、こうした低周波音の領域に属するものではない。

したがって、申請人宅の内外では問題とすべき低周波音は発生しておらず、受忍限度を検討するまでもなく、申請人の主張には理由がない。

(2) 騒音について

前記1(2)ア(ウ)に係る事実によれば、申請人が騒音発生源として主張する受電設備から発せられる音の騒音レベルは、本件工場敷地境界で42dB程度であるから、それが夜間も恒常的に申請人宅に伝搬していることを考慮しても、一般的に睡眠を妨げるレベルではない。

また、本件工場の稼働音全体をみても、前記1(2)イ(ア)の測定結果によれ

ば、その騒音レベルは46ないし48dB程度であるから（なお、作業日報（乙3の2・3）では、平成23年9月6日の操業は翌7日午前2時25分ころまでとされているが、上記測定に係る報告書には、午後10時から午前6時までの測定時間中に操業が終了したことを窺わせる記載がなく、騒音レベルも終夜ほぼ一定（46ないし48dB程度）であるから、この測定時間中、本件工場は操業していたと推認される。）、日中であれば会話等の諸活動の妨害となるようなレベルではない。他方、これを夜間の騒音として見た場合には、第二種騒音規制区域の規制基準である45dBを超過することになるが（ただし、申請人宅や本件工場は指定区域外であり、同基準の適用はない。）、外部の音が建物内に伝搬する際には騒音レベルが相当程度低減されるから、上記の騒音が、申請人宅に伝搬したときに睡眠妨害を生じさせるレベルであるとは考えにくい。また、現時点における本件工場の夜間操業の頻度は、前記1(1)イのとおり、7月及び8月を中心とする繁忙期には1か月のうち15日程度であるが、それ以外の月はこれより少なく、24時間稼働も震災後の例外的な措置であったのであるから、夜間恒常的に稼働音が発生しているという状況にはない。なお、申請人は、平成21年7月ころ、被申請人との間で操業時間を午後10時までとする約束をしたと述べているから（甲10）、それ以前は午後10時以降も操業していたとも考えられるが、本件全証拠によっても、その当時の稼働状況は明らかでない。さらに、被申請人は、申請人からの苦情を受けて一定の騒音対策を講じており、その対応が不誠実ということもできない。

これらの事情を総合すると、平成21年7月ころまでは午後10時を越える操業が相当日数に及んでいたとしても、本件工場の操業によって申請人が受けた騒音被害が社会生活上受忍すべき程度を超えるものということとはできず、被申請人が一定の騒音を発生させていることが違法であるということもできない。

したがって、本件工場の操業に伴う騒音被害について、それが受忍限度を超えているという申請人の主張には理由がない。なお、被申請人が計画している防音パネルの設置については、一定の騒音低減効果が見込まれるから、当裁定委員会としても、受忍限度に関する判断とは別に、実現することが望ましいと考える。

3 結論

よって、申請人の本件裁定申請には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成25年5月28日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 杉野翔子

裁定委員 柴山秀雄

裁定委員 吉村英子

(別紙省略)